

令和2年度 認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

1 目 的

研修対象者に対し、単独型・併設型・共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 実施主体 山梨県（研修の実施運営は、山梨県社会福祉協議会）

3 日 時

第1日目： 令和2年 12月 10日（木） 午前9時20分～午後5時
第2日目： 12月 11日（金） 午前9時～午後2時30分

4 場 所

講義・演習：山梨県福祉プラザ 4階大会議室（甲府市北新 1-2-12）

5 受講対象者

○ 単独型・併設型・共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（又は旧基礎課程）を修了している者。

6 受講定員 40名

7 申込み

受講希望者は、認知症介護実践研修における実践者研修（又は旧基礎課程）の修了証書（写）を添付し、別添申込書に記入の上、勤務する事業所を通して、事業所所在地（今後所属する予定の場合は予定される事業所所在地）の市町村に提出し、市町村からの推薦書と併せて、市町村から山梨県社会福祉協議会・福祉人材研修課へ申し込むものとする。

○ 受付開始日：令和2年 9月14日（月）

○ 締 切 日：令和2年10月 9日（金）

○ 申 込 先：山梨県社会福祉協議会・福祉人材研修課

（〒400-0005 甲府市北新1-2-12 TEL：055-254-8610）

※ 郵送（締切日必着）又は持参してください（FAXは不可）。

※ 申込開始前に申込みをしても受付できませんので、予めご了承ください。

8 受講決定

申込者多数の場合は、受講対象者の要件を満たし、かつ当研修受講の必要性が高い順に受講決定とする。

なお、受講の可否については、11月中旬頃、山梨県社会福祉協議会又は山梨県健康長寿推進課から事業所及び市町村へ通知する。

9 参加費

1,200円（支払期日厳守） ※支払期日は受講決定時に通知します。

10 日程

別紙のとおり

11 留意事項

(1) 本研修は単独型・併設型・共用型（介護予防）認知症対応型通所介護・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護の指定要件となっており、各サービスの管理者又は管理者になることが予定される者には本研修の修了が義務づけられています。

(2) 介護保険法施行令附則第3条（平成18年政令第154号）の規定により、認知症対応型通所介護事業所として、みなし指定の適用を受けた事業所において、同附則第3条の改正時点において、既に当該事業所の管理者であり、現在まで継続して管理者である者（同附則第3条の改正後に管理者となった者は除く）については、新たに受講する必要はありません。

(3) 平成17年度までに実践者研修又は旧基礎課程を修了し、かつ平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者として従事している者は、新たに受講する必要はありません。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了している者は、新たに研修を受講する必要はありません。

(5) 本研修を受講することにより、地域密着型サービス事業所の指定基準等を満たす必要がある等特別な事情がある場合、申込書の備考の欄にその旨記載してください。

(6) 本研修を受講するためには、別に実施する認知症介護実践者研修（又は旧基礎課程）を予め修了していることが必要です。

(7) 研修当日の遅刻・早退・欠席は認められません。

(8) 新型コロナウイルス等の感染拡大防止や大雪等の天候悪化のため、やむを得ず本研修を延期又は中止等することがあります。開催状況については、山梨県社会福祉協議会のホームページに掲載しますので、受講前に確認をしてください。

(9) 研修当日は、受講者自身でマスクを用意し着用をお願いします。また、発熱や咳などの風邪症状や強い怠さがある場合には出席をお控えください。

山梨県社会福祉協議会ホームページ : <http://www.y-fukushi.or.jp/>